

事 務 連 絡

平成 23 年 6 月 17 日

各都道府県民生主管部（局）
児童扶養手当主管課（部） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務について（VOL. 2）

児童扶養手当にかかる事務につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、今般の震災にあたり、特に被災地の県及び市町村の職員の皆さまにおかれましては、厳しい状況の中でご対応に多忙を極めているものと推察いたします。ご尽力に心より敬意を表したいと存じます。

さて、先般、震災に伴う被災者に係る児童扶養手当の当面の支給事務につきまして、「児童扶養手当の認定等に係るQ&A」をお示ししたところですが、別添のとおり「児童扶養手当の認定等に係るQ&A（VOL. 2）」を作成しましたので、ご活用いただきますとともに、管内市区町村に対する周知方、よろしく願いいたします。

（担当係）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室
扶養手当係

T E L 03-5253-1111（内線 7893）

F A X 03-3595-2663

児童扶養手当の認定等に係るQ & A (VOL. 2)

問1 児童扶養手当受給者は、毎年8月中に住所地（住民票がある居住地）に現況届を提出することとしているが、東日本大震災の被災者（以下、「被災者」といいます。）が、一時避難のため、住所地から避難先の市町村へ、住民票の移動をしていない場合は、現況届の提出を郵送により行っても差し支えないですか。

（答）

- 児童扶養手当における現況届の届出は、単に所得の確認をするだけのものではなく、受給資格認定後の支給要件に係る事情の変更についても毎年受給者から報告を求め、児童扶養手当制度の適正な運用を図るためのものであるため、原則郵送による届出は認めていません。
- しかしながら、被災者が住所地の市町村窓口で現況届を提出することが困難な状況である場合には、今般の震災に鑑み、郵送により提出して差し支えないと考えます。
- 郵送による提出であっても、住所地の都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下、「都道府県等」といいます。）においては、支給要件の確認が必要であることから、受給者の監護等の実態や、「全国避難者情報システム」等を活用して避難先の居住状況（扶養義務者、同居人）等を確認するとともに、支給要件に疑義が生じた場合には、本人又は避難先市町村への照会等を行い、支給要件の確認に努めて下さい。
- 避難先の市町村においては、被災者の住所地の都道府県等から照会等があった場合には、支給要件の確認をするなど、住所地の都道府県等との協力をお願いします。